

福島県新型インフルエンザ対策本部設置要綱

(目的)

第1条 新型インフルエンザの発生により県内への影響が想定される場合には、県民の健康と安全・安心な生活を守るため、新型インフルエンザ対策の全庁的な推進を図る福島県新型インフルエンザ対策本部(以下、「本部」という。)を設置する。

(構成員)

第2条 本部に本部長を置き、知事をもって充てる。

2 本部に副本部長を置き、副知事をもって充てる。

3 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 直轄理事

(2) 安全管理監

(3) 各部長

(4) 文化スポーツ局長、観光交流局長、出納局長、企業局長及び病院局長

(5) 教育長

(6) 警察本部長

(7) 中核市担当部長

4 本部長は、必要があると認めるときは、前項に掲げる者のほか、随時適当と認める者を本部員として任命することができる。

(本部員会議)

第3条 本部に、本部員会議を置く。

2 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、新型インフルエンザ対策に関する重要事項について審議決定し、その実施の推進を図る。

(本部幹事会議)

第4条 本部に、本部幹事会議を置く。

2 本部幹事会議は、福島県新型インフルエンザ対策推進会議設置要綱(平成21年4月28日施行)に基づく推進会議の構成員をもって充て、庁内における情報の共有化を図るとともに、県民に対し円滑に情報提供を行う。

(本部の組織)

第5条 本部に、別表1に定める部、班を置く。

2 部に部長及び副本部長、班に班長及び班員を置き、別表1に掲げる職にある者(班員にあっては、各班長の所属する総室又は課の職員)をもって充てる。

3 部の事務分掌は、別表2に定めるとおりとする。

(新型インフルエンザ対策本部事務局)

第6条 本部に新型インフルエンザ対策本部事務局(以下「事務局」という。)を置く。

2 事務局の事務分掌は、別に運営要綱で定めるとおりとする。

(新型インフルエンザ対策地域本部等の設置)

- 第 7 条 本部長は、新型インフルエンザ対策の円滑かつ適切な実施を図るため、必要があると認めるときは、地方振興局に、当該地方振興局の所管区域をその所管区域とする新型インフルエンザ対策地域本部 (以下「地域本部」という。) を置くことができる。
- 2 本部長は、新型インフルエンザ対策に関して政府、国会その他関係機関との連絡調整に当てるため、東京事務所に東京支部を置くことができる。

(新型インフルエンザ対策地域本部長等)

- 第 8 条 地域本部の長は、新型インフルエンザ対策地域本部長 (以下「地域本部長」という。) とし、地方振興局長をもって充てる。
- 2 地域本部長は、本部長の命を受け、地域本部の事務を統括し、諸班の機関相互の機能につき、総合的な運営を図る。
- 3 地域本部に新型インフルエンザ対策地域副本部長 (以下「地域副本部長」という。) を置き、地方振興局次長及び保健福祉事務所長 (いわき地区にあっては、いわき市保健所長) をもって充てる。
- 4 地域本部に新型インフルエンザ対策地域本部員を置き、地方振興局部長、建設事務所長、農林事務所長、教育事務所長、警察署長及び当該地域本部の所管区域の全部又は一部をその所管区域とする県の出先機関の長 (県中地区にあっては、郡山市保健所長を含む。) をもって充てる。
- 5 地域本部長は、必要があると認めるときは、前項に掲げる者のほか、随時適当と認める者を地域本部員として任命することができる。
- 6 東京支部の長は、東京支部長とし、東京事務所長をもって充てる。
- 7 東京支部長は、本部長の命を受け、東京支部の事務を統括し、国等との連絡調整に当たる。

(地域本部の組織及び事務分掌)

- 第 9 条 地域本部の組織及び事務分掌は、別表 3 の基準に従い、地域の実情に応じて、地方振興局長が定める。

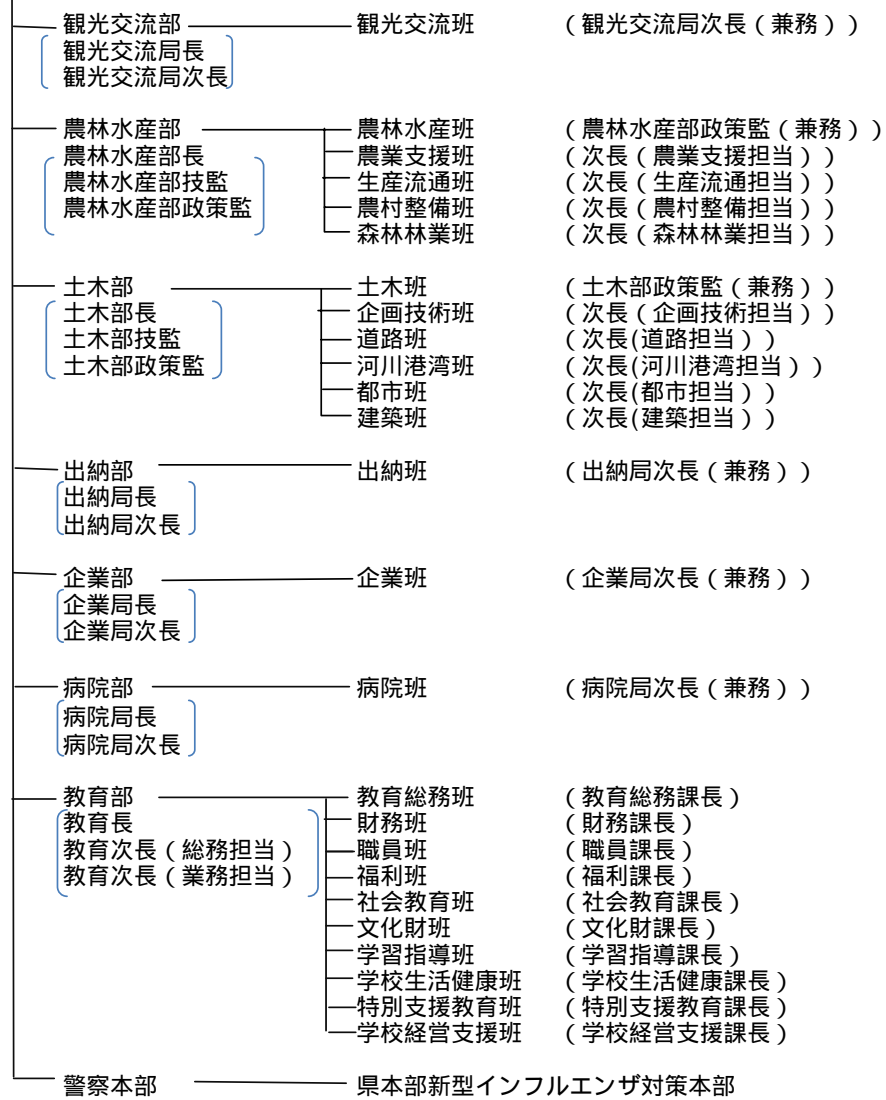
(雑則)

- 第 10 条 この要綱に定めるもののほか、本部に関して必要な事項は、本部長が定める。

(附則)

この要綱は、平成 21 年 4 月 28 日から施行する。

支部長
東京事務所長



別表2（要綱第5条関係）

福島県新型インフルエンザ対策本部の事務分掌

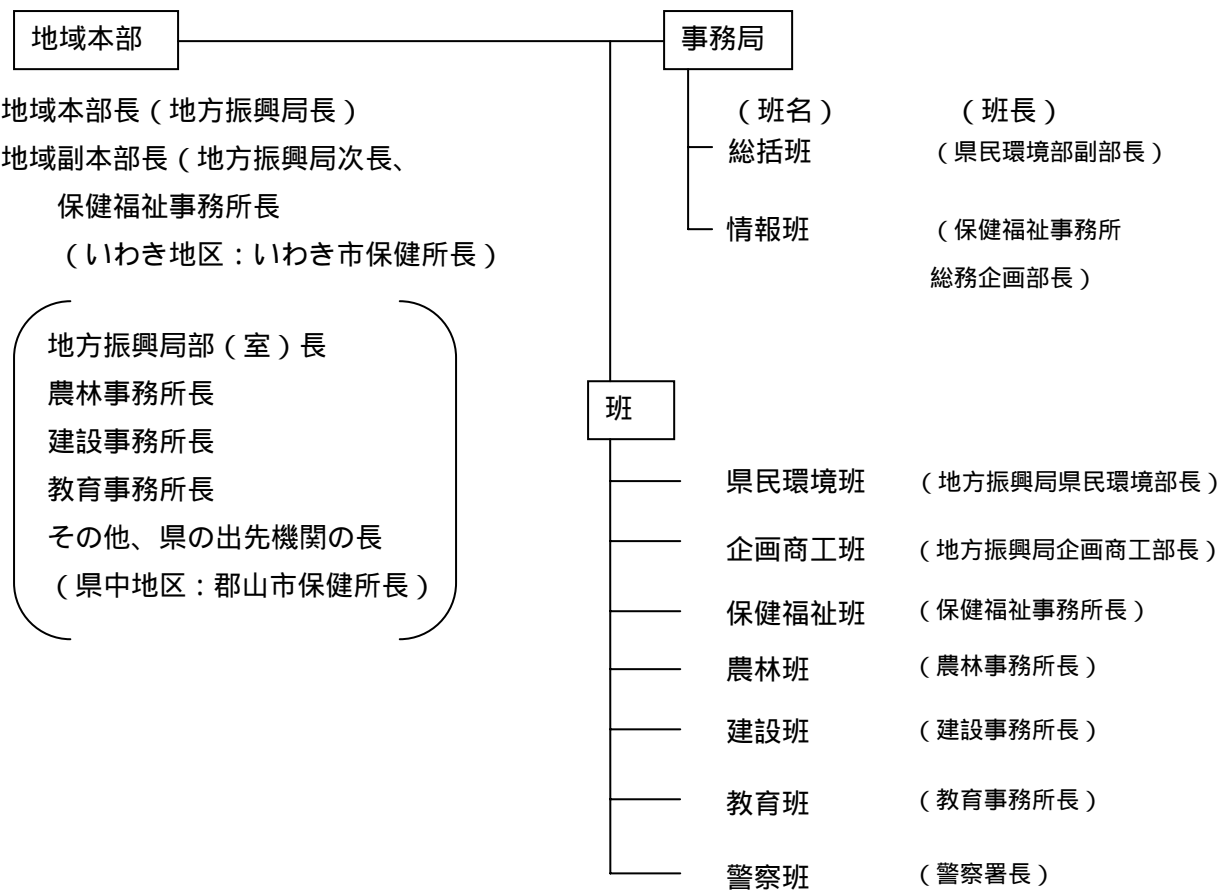
各部共通	<ol style="list-style-type: none"> 1 県の行政機能の維持に関する事（業務継続計画） 2 職員の感染予防、まん延の防止に関する事 3 市町村の支援に関する事 4 社会機能の維持に関連する事業者の支援に関する事 5 事業者に対する事業活動自粛に関する事 6 会議、イベント等の自粛に関する事 7 情報の収集及び提供に関する事
知事直轄部	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部長及び副本部長の秘書に関する事 2 広報の総括に関する事 3 県民の苦情、陳情、相談等の県庁内（以下、「庁内」という。）の調整に関する事。
総合安全管理部	<ol style="list-style-type: none"> 1 危機管理における庁内の調整に関する事
総務部	<ol style="list-style-type: none"> 1 知事部局職員の管理（健康管理を含む。）に関する事 2 私立教育機関における感染予防、まん延防止に関する事 3 新型インフルエンザ対策本部室の確保及び通信連絡体制の確保に関する事 4 緊急対策予算措置に関する事
企画調整部	<ol style="list-style-type: none"> 1 各部における政府及び国会に対する要望等並びに資料作成の総合調整に関する事
文化スポーツ部	<ol style="list-style-type: none"> 1 ボランティアに関する事
生活環境部	<ol style="list-style-type: none"> 1 公共交通機関（電車・バス）に関する事 2 海外渡航者に対する情報提供に関する事 3 外国人に対する情報提供に関する事 4 廃棄物の処理に関する事 5 物価対策の連絡調整に関する事 6 生活必需品の流通機能の維持に関する事 7 救急搬送体制の確保に関する事
保健福祉部	<ol style="list-style-type: none"> 1 健康相談対応、情報提供、感染予防策の普及啓発に関する事 2 抗インフルエンザウィルス薬の適正な流通の確保に関する事 3 新型インフルエンザ検体の検査に関する事 4 新型インフルエンザ患者及び接触者の調査、医療提供に関する事 5 新型インフルエンザワクチンの予防接種に関する事 6 医療施設・福祉施設等に対する感染予防及びまん延防止の指導に関

	<p>すること</p> <p>7 医療関係機関との連絡調整及び協力依頼に関すること</p> <p>8 社会的弱者への支援に関すること</p>
商工労働部	1 企業活動の維持・復旧のための支援に関すること
観光交流部	1 観光業界等に対する情報提供及び同業界からの情報収集に関する こと
農林水産部	<p>1 主要食糧品の流通機能の維持に関すること</p> <p>2 農林水産物の安定供給に関すること</p> <p>3 事業別組合等に対する事業活動の自粛要請に関すること</p>
土木部	1 港湾、空港関係施設に対する感染予防及びまん延防止の支援に関する こと
出納部	1 出納機能の確保に関すること
企業部	1 所管する工業用水道施設等に関すること
病院部	1 発生時における応急医療の提供及び支援に関すること
教育部	<p>1 教育庁職員の管理（健康管理を含む。）に関すること</p> <p>2 教育関係施設の活動自粛や一時休館に関すること</p> <p>3 公立教育機関における感染予防、まん延防止に関すること</p>
警察本部	<p>1 警察本部職員の管理（健康管理を含む。）に関すること</p> <p>2 防疫措置・水際対策・医療機関の支援及びその他必要な活動に関する こと</p>

備考 議会事務局、各種委員会の職員は、随時各部へ応援できるように態勢を整えておくものとし、他都道府県議会からの調査については、議会事務局において対応を行うものとする。

別表3（要綱第9条関係）

1 地域本部の組織に関する基準



2 地域本部の事務分掌に関する基準

各班は、地域における新型インフルエンザの感染予防及びまん延防止のために、次に掲げる事務を行う。

(1) 事務局

事務局長（地方振興局次長）

事務局次長（地方振興局県民環境部長）

班名	事務分掌
総括班 班長：県民環境部副部長 班員： 企画商工部 1 名 県民環境部 2 名 保健福祉事務所 2 名 農林事務所 1 名 建設事務所 1 名 教育事務所 1 名	<ul style="list-style-type: none"> ・地域本部室の確保及び設置に関すること ・県新型インフルエンザ対策本部との連絡調整に関すること ・地域本部における会議の運営及び記録に関すること ・本部長の補佐に関すること ・各班との連絡調整に関すること ・管内市町村、消防本部、その他公共機関との連絡調整に関すること ・管内市町村の支援についての調整に関すること
情報班 班長：保健福祉事務所 総務企画部長 班員： 企画商工部 1 名 県民環境部 1 名 保健福祉事務所 1 名 農林事務所 1 名 建設事務所 1 名	<ul style="list-style-type: none"> ・感染情報の収集及び集計に関すること ・生活情報の収集に関すること ・市町村、消防本部、その他公共機関の活動の把握に関すること ・本部及び各班への情報提供に関すること ・関係機関に対する情報提供に関すること ・県民等からの問い合わせに対する対応に関すること ・情報及び記録の整理及び保存に関すること

(2) 班

班名	事務分掌
各班共通	<ul style="list-style-type: none"> ・県の行政機能の維持に関すること（業務継続計画） ・職員の感染予防、まん延の防止に関すること ・市町村の支援に関すること

	<ul style="list-style-type: none"> ・社会機能の維持に関連する事業者の支援に関する事 ・事業者に対する事業活動自粛に関する事 ・会議、イベント等の自粛に関する事 ・情報の収集及び提供に関する事
県民環境班	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関（電車・バス）に関する事 ・外国人に対する情報提供に関する事 ・廃棄物の処理に関する事 ・物価対策の連絡調整に関する事 ・生活必需品の流通機能の維持に関する事 ・救急搬送体制の確保に関する事
企画商工班	<ul style="list-style-type: none"> ・企業活動の維持・復旧のための支援に関する事 ・観光業界等に対する情報提供及び同業界からの情報収集に関する事
保健福祉班	<ul style="list-style-type: none"> ・健康相談対応、情報提供、感染予防策の普及啓発に関する事 ・抗インフルエンザウィルス薬の適正な流通の確保に関する事 ・新型インフルエンザの検体の検査に関する事 ・新型インフルエンザ患者及び接触者の調査、医療提供に関する事 ・新型インフルエンザワクチンの予防接種に関する事 ・医療施設・福祉施設等に対する感染予防及びまん延防止の指導に関する事 ・医療関係機関との連絡調整及び協力依頼に関する事 ・社会的弱者への支援に関する事
農林班	<ul style="list-style-type: none"> ・主要食糧品の流通機能の維持に関する事 ・農林水産物の安定供給に関する事 ・事業別組合等に対する事業活動の自粛要請に関する事
建設班	<ul style="list-style-type: none"> ・港湾、空港関係施設に対する感染予防及びまん延防止の支援に関する事
教育班	<ul style="list-style-type: none"> ・教育関係施設の活動自粛や一時休館に関する事 ・公立教育機関における感染予防、まん延防止に関する事
警察班	<ul style="list-style-type: none"> ・防疫措置・水際対策・医療機関の支援及びその他必要な活動に関する事